

○国立大学法人埼玉大学再入学規則

〔平成16年4月1日〕
規則第59号

改正 平成17.12.7 17規則24 平成20.3.1 19規則97
平成27.2.19 26規則59 平成28.2.18 27規則53
平成31.3.7 30規則34

第1条 国立大学法人埼玉大学学則（以下「学則」という。）第55条第2項の規定に基づく再入学の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

第2条 病気その他の事由により本学を退学し、又は除籍された者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て学長がこれを許可することがある。ただし、従前在籍した学部、学科、専攻以外に再入学することを認めない。

第3条 再入学を希望する者は、次の書類に検定料を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 再入学願（退学、除籍及び再入学の理由を明記すること。）
- (2) 履歴書（所定の様式による。）
- (3) 写真（縦35mm×横30mm）2枚

第4条 再入学の時期は、第1学期又は第3学期始めとし、願い出は学期開始前1箇月以内とする。

第5条 再入学を許可された者は、許可後15日以内に所定の手続きを行うとともに入学料を納入するものとする。

第6条 再入学者の授業料は、当該年次の在学者の額と同額とする。

第7条 他大学受験のため退学した者は、退学後半箇年以内の再入学を認めない。

第8条 再入学者の既に修得した単位は、再入学時の所定の基準により当該事項を担当する委員会等の審査を経て学部長が認定する。

第9条 再入学者の在学年限は、学則第31条の年限から従前在籍した年数を差し引いたものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17.12.7 17規則24）

この規程は、平成17年12月7日から施行する。

附 則（平成20.3.1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成27.2.19 26規則59）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28.2.18 27規則53）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31. 3. 7 30規則34）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。